

安平町国民保護計画変更の要旨

- 1 町の地理的、社会的特徴
気候・人口分布の最新化
- 2 町の機構改革の反映
組織体制の整備、各課の平素の業務・武力攻撃事態における業務の修正
- 3 「国民の保護に関する基本指針の変更」事項の反映
 - (1) 「避難に当たって配慮すべき事項」の箇所にJアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記
 - (2) 「避難施設の指定」の箇所に施設の収容人員、構造、保有設備等の必要な情報を道に協力することを規定
 - (3) 「訓練」の箇所に、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めることを追加
 - (4) 「警報の伝達」の箇所に、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用を明記
全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図ることを追加
 - (5) 避難行動要支援者関連事項